

5-42 乗降口

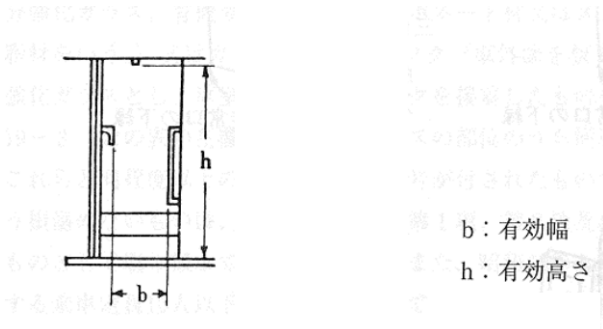
5-42-1 装備要件

- (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち1個は、右側面以外の面に設けなければならない。（保安基準第25条第1項）
- (2) 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。（保安基準第25条第2項）
- (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができる扉を備えなければならない。ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。（保安基準第25条第3項）

5-42-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において容易に開放するおそれがない構造でなければならない。（保安基準第25条第4項関係、細目告示第191条第1項関係）
- (2) 次に掲げる扉であってその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第191条第1項関係）
 - ① 指定自動車等に備えられているとびらと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたとびら
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- (3) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。（保安基準第25条第5項関係、細目告示第191条第2項関係）
 - ① 乗降口の有効幅は、600mm以上であること。
 - ② 乗降口の有効高さは、1,600mm（5-40-1(3)の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

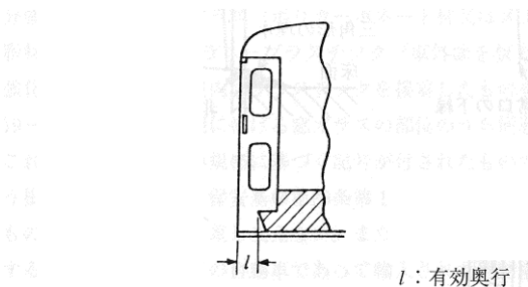
（参考図）



b：有効幅
h：有効高さ

- ③ 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を備えること。
 - ④ 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。
 - ⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。
- (4) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあっては、この限りでない。（保安基準第25条第6項関係、細目告示第191条第3項関係）
- ① 空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm（最下段の踏段にあっては、300mm）以下であり、有効奥行（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）が200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段であって乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行が200mmあればよい。

(図)



l：有効奥行

- ② 乗降口及び踏段は、(3) (③を除く。) の基準に準じたものであること。

5-42-3 審査の省略

自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、5-42

－ 2 (3) 及び (4) の規定に適合するものとして取り扱う。

5－42－4 適用関係の整理

4－42－4 の規定を適用する。